



定例会報告.....2ページ

一般質問.....6ページ

議会ひろば.....8ページ

3月定例会報告

平成11年度一般会計予算 91億2500万円 「可決」

主な事業は総合ふれあい公園第2期施設（総合体育館）の建設工事費として18億9170万円が組まれています。

第一回定例会は、3月5日から26日までの22日間開催されました。町長から、平成11年度一般会計予算など二十五議案の提出と一件の報告があり、議員からは、町長の専決事項の指定の追加など発議二件、意見書五件が提案され、審議結果は、可決三十一件、否決一件となりました。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(可決)

ひとつづくり推進計画が策定され、この計画に基づき生涯学習まじりによりひとつづくりを推進するために、「ひとつづくり推進住民会議」の担任意務が改められました。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(可決)

特殊勤務手当を見直す必要が生じたため、現場作業手当と浄化センター現場作業手当が廃止されました。

保育所設置条例の一部を改正する条例

(可決)

児童福祉法施行令の一部

改正により条文整備が行われ、「保育」が「保育士」に改められました。

乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(可決)

日本私立学校振興・共済事業団法が公布されたことにより条文整備が行われ、「私立学校教職員共済組合」が「私立

法」が「私立学校教職員共済法」に改め、また、医療保険各法の保険者名も明記されました。

重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(可決)

法律の改正により条文整備が行われ、「私立学校教職員共済組合法」が「私立

母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(可決)

学校教職員共済法」に、また、「精神薄弱者福祉法」が「知的障害者福祉法」に改められました。

法律の改正により条文整備が行われ、「私立学校教職員共済組合法」が「私立学校教職員共済法」に改められました。

都市公園条例の一部を改正する条例

(可決)

住居表示実施に伴う公園の所在地の変更と、公園の占用に係る使用料が改正されました。

水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例

(可決)

行政改革の一環として、浄水場の運転管理業務の一部を民間委託にしたことに伴い、浄水場職員の身分を

変更したことによる条文整備が行われました。

下水道条例の一部を改正する条例

(可決)

下水道排水設備工事責任技術者の試験が、県内統一試験に移行されるため、条文整備が行われました。

小中学校設置条例の一部を改正する条例

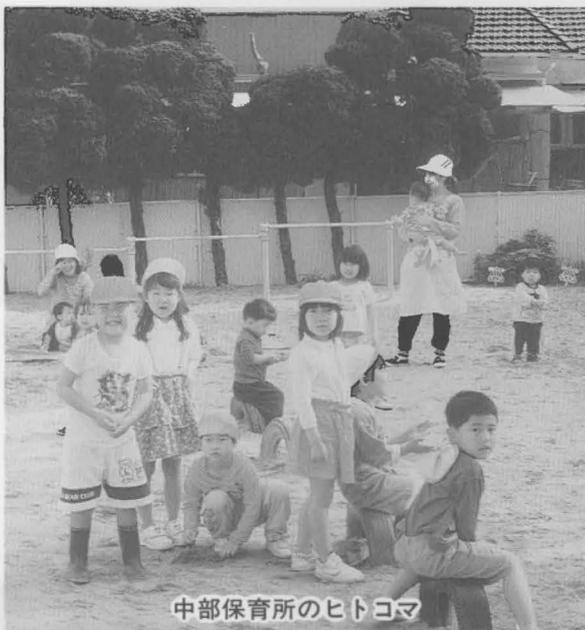
(可決)

住居表示の実施に伴い、東中学校の所在地が変更されました。

遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更の協議について

(可決)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が施行されたことにより、伝染病患者の搬送事務は県が行うようになります。



中部保育所のヒトコマ

3月定例会報告

福岡県介護保険広域連合の設置について

(可決)

平成12年4月より実施される介護保険事業は、県下市町村で共同処理する広域連合で実施することになりましたが、議会は、介護保険制度の推進と合理的な組織の整備・拡充を図る必要があるとして、付帯決議を行いました。

平成10年度一般会計補正予算(第5号)

(可決)

平成10年度の最終段階の補正です。今回は、不用額が見込まれる各事業予算の減額、財政調整基金や町営住宅建設管理基金等の元金積立、広域事務組合負担金の精算などによる予算補正です。

これにより、歳入歳出それぞれ一億三千九百二十八万二千円が増額され、予算総額は七十六億三千八百四十六万六千円となりました。今回の補正予算の中で、地域振興券交付事業の増額

が行われ、地域振興券交付総額は一億五千六百二十万となりますが、議会は、65歳以上のすべての高齢者の方々がこの制度の恩恵を受けられるように、付帯決議を行いました。

平成10年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

(可決)

今回の補正は、医療費が当初予想を大幅に上回ったことにより、一般及び退職被保険者等療養費、一般被保険者高額療養費並びに老人保健拠出金に不足が生じたので、必要額を増額補正されました。

これにより、歳入歳出それぞれ一億七百三十五万三千円を増額し、予算総額は二十二億六千三百六十八万四千円となりました。

平成10年度公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

(可決)

今回の補正は、歳入では一般会計からの繰入金及び

町債の借入金の減額、歳出では建設事業費の減額による予算の調整や建設事業費の繰越明許が行われました。これにより、歳入歳出それぞれ四千八十八万円を減額し、予算総額は十五億九千三百三十四万円となりました。

平成10年度農業及び漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

(可決)

今回の補正は、歳入では一般会計からの繰入金の増額と町債の借入額の減額、歳出では建設事業費の増額や繰越明許が行われました。これにより、歳入歳出それぞれ四百六十六万五千円を増額し、予算総額は四億四千七百六十三万六千円となりました。

平成10年度水道事業会計補正予算(第2号)

(可決)

今回の補正の主なものは、収益的収入については、給水戸数の増加や天候に恵まれ、当初見込みより水道使

用料が増加、口径別納付金が減額となりました。

支出では、不用額の整理に伴うものです。

これにより、収益的収入では七百四十八万九千円を増額し、総額で四億八千二百一十一万八千円となりました。

支出では三百三十四万六千円を減額し、総額で四億四千四百八十七万七千円となりました。

資本的収入については、企業債借入金の減額、支出については事業費の入札残

に伴う減額です。

これにより、資本的収入では一千四百六十万円を減額し、総額で六千七百四十万一千円となりました。

支出では、五百五十五万六千円を減額し、総額で一億八千四百六十二万円となりました。

国民健康保険事業特別会計予算

(可決)

平成11年度の国民健康保険事業全体を表したものです。

対前年度比で六・二九パーセント増の二十二億七千三百六十万円が計上されました。

尚、今回、保険税率の改正是見送られました。

老人保健事業特別会計予算

(可決)

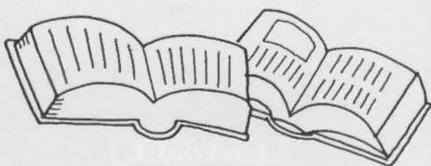
平成11年度の老人保健事業全体を表したものです。

対前年度比で八・九パーセント増の四十三億六千七百五十三万三千円が計上されました。

これにより、訪問活動などを充実させ、予防対策の強化が図られます。



住宅が建ち並ぶ公園通り



一般会計予算

(可決)

平成11年度の町の事業全体を表したものです。

歳入歳出予算総額は、前年度より二九・八パーセント増の九十一億二千五百万円が計上されました。

本年度の予算編成にあたっては、国の景気対策に基づき、財政の健全運営を図りながら「自然と都市との調和」「新しいふるさとの創生」の基本理念のもとに、第三次総合計画に定めた「ひとづくり、まちづくり」の各施策を実現するための事業が盛り込まれました。

主事業は、総合ふれあい公園第2期施設建設工事費の十八億九千七十万円です。歳出の主な事業内容

総務費関係
 ・郡合併協議会負担金
 ・人材管理や公共施設予約の電算システム開発
 ・住居表示事業
 ・国際交流事業
 ・民生費関係

知的障害者のためのデイサービス施設建設負担金

・介護保険の遠賀支所整備負担金

・介護支援センターの増設

・いこいの里管理運営費

・老人短期入所施設建設事業費補助金

衛生費関係

・じん芥処理施設

・健康対策事業

労働関係

・特定地域開発就労事業

農林水産業費関係

・農道整備事業

農業用水路整備事業

・ため池整備事業

・三里松原の保全事業

商工費関係

・まつり岡垣

・夏まつり

・花まつり

・海がめ保護柵設置

・ふれあい公園散策路整備

土木費関係

・生活道路維持、改良

・橋梁の耐震調査

・道路側溝の改良

・町営住宅建替えの基本調査、設計

・緑の基本計画策定

・都市計画道路整備

消防費関係

・第5分団消防庫建設

・高陽地内防火水槽設置
 ・消防施設整備

教育費関係

・特色ある教育をどう進めていくかを検討する推進

会へ補助

・内浦小学校の防水、外壁はく離工事

・吉木小学校プール塗装改修工事

・中学校の事務所にエアコン設置

・山田小学校建替え実施設計

計

・各小学校パソコンのインターネット導入

・米飯給食の回数を週3回

・吉木小学校に児童保育増設

通学合宿

・埋蔵文化財発掘調査

・総合グラウンド照明増設

・生涯スポーツ振興計画策定

災害復旧費関係

・家屋の鉞害復旧事業

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

(可決)

平成11年度の事業全体を表したものです。

貸付金の回収と起債の償還が主な業務です。

予算総額は四百二十八万四千円が計上されました。

公共下水道事業特別会計予算

(可決)

平成11年度は十一億九千九百五十六万一千円が計上されました。

野間、戸切白谷地区等の管渠工事、吉木第2汚水幹線工事、本村汚水中継ポンプ場の基本設計、第4期下水道整備事業の認可変更等が予定されています。

これにより、下水道普及率は六十三パーセントに達する見込みです。

農業及び漁業集落排水事業特別会計予算

(可決)

平成11年度の事業全体を表したものです。

予算総額は三億九千三百五十七万八千円となっています。



遠賀川の河口堰

遠賀川の水質保全に関する決議

(可決)

遠賀川の水は岡垣町にとつて貴重な飲料水源です。ところが、近年、流域から大量に流れ込むゴミや各家庭や企業から排出される雑排水等により九州でワースト3(平成9年九州地方建設局調査)といわれる程水質が悪化しています。

そこで、流域住民は勿論のこと、町民自らが町民の飲料水源である遠賀川を絶対に汚さないという決意をすることが必要であり、そのことの決議を賛成全員で

可決しました。

水道事業会計予算

(可決)

平成11年度の事業全体を表したものです。

給水戸数は一万五戸、年間総給水量二百八十五万五千立方メートル、一日平均給水量七千八百立方メートルの計画で業務が進められます。

予算は、収益的収入四億八千二百四十四万五千円、支出は四億四千四百二十五万三千円です。資本的収入九千七百万一千円、支出は一億八千八百五十五万五千円が計上されました。

道路線の認定及び廃止について

(可決)

宅地開発や改良整備などにより五路線が認定され、三路線が廃止されました。

町長の専決事項の指定の追加について

(可決)

町長の専決事項に、福岡県介護保険広域連合の構成市町村数の増減等に伴う規約の改正が追加指定されました。

地方分権に関する意見書

(可決)

政府は、先に閣議決定した「分権推進計画」に則して、今国会に機関委任事務制度の廃止など、所要の法改正案を提出しようとしています。

地方分権型社会の担い手にふさわしい地方行政体制の整備・確立が強く求められており、地方議会の機能強化は必要不可欠です。よって岡垣町議会は、議

会の自主性強化、議決権の拡大、議員の政策立案・審議能力の向上を強く求める意見書を、内閣総理大臣をはじめ政府関係機関に提出しました。

新ガイドライン関連法に反対する意見書

(否決)

「周辺事態法」など新ガイドライン関連法案は今国会で審議されていますが、これは、アメリカの他国への軍事行動や戦争行為に日本を自動参戦させる道を開くものであり、この関連法案に強く反対する意見書が共産党議員団から提案され、賛

労働行政の充実・強化を求める意見書

(可決)

中央省庁等改革基本法によれば、労働省と厚生省を統合し労働福祉省を創設し、職業安定所や労働基準監督署を独立行政法人化しようとしています。長引く不況の中で、特に

四パーセントを超える完全失業状態が続き、突然の倒産や解雇・賃金不払いに関する相談が急増するなど、雇用・失業対策など労働行政（職業安定所）がかつてなく重要性を増しています。このことを考えると、労働行政体制の充実・強化は切実な問題です。

よって、岡垣町議会は、「労働行政の専門性・独立性を重視し、職業安定行政、労働基準行政、女性少年行政が今まで以上に連携を強め充実・強化すること」や「独立行政法人制度の導入により労働行政機構を縮小しないこと」などを強く求める意見書を、内閣総理大臣をはじめ政府関係機関に提出しました。

情報公開法の早期制定を求める意見書

(可決)

国民の多くが制定を求めている情報公開法は、今国会で審議中ですが、平等に法の利益を受けられるよう、知る権利の保障、請求者の住所地で裁判を起こせる、

福岡地方裁判所と福岡高等裁判所の裁判官の増員を求める意見書

(可決)

社会の複雑・多様化、高度化、国際化が進んでいる中、住民に身近で使いやすい解決手段を提供し、適正かつ迅速に紛争を解決することは司法の重要な役割であり、そのためにも裁判官の大幅増員を図るべきです。よって、岡垣町議会は、

適正かつ迅速な裁判を受ける権利を保障するために、福岡地方裁判所、福岡高等裁判所の裁判官の大幅な増員を図ることを強く要望する意見書を、内閣総理大臣をはじめ、政府関係機関に提出しました。

専決処分の報告について

平成10年度特定地域開発就労事業尾畑・小局線道路改良工事請負契約について

(報告)

就労人員の増員により、掘削、排水工などを増工し、契約金を二百八十六万七千円増額したと報告がありました。

請願・陳情

書

(採択)

本定例会に提出された請願一件、陳情二件の合わせて三件の審議を行い、全て採択となりました。

「福岡地方裁判所と福岡高等裁判所の裁判官増員を求める決議」の貴議会での採択のお願い (採択)

平成11年第一回臨時会報告

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (可決)

平成10年度公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) (可決)

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (可決)

平成10年度農業及び漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) (可決)

平成10年度一般会計補正予算(第4号) (可決)

平成10年度水道事業会計補正予算(第1号) (可決)

平成10年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (可決)

土地改良事業の施行について (可決)



竹内 和男議員

介護保険の広域連合参加の是非について

質問 福岡県介護保険広域連合規約案が上程されている。これは、保険者の重要な役割の中で、介護サービスの給付の決定や支払いを行う「給付主体機能」と、介護保険料の設定、徴収、管理を行う「財政主体機能」の二つを合わせて委ねるものである。この重要な機能・権限を包括委任することの是非、特に広域連合に参加することによる町、住民の利益・不利益について町長の見解をたずねる。

答弁 七十三市町村の協議が整い、福岡県介護保険広域連合を設置する予定である。広域連合では、介護保険の認定業務や法定給付に関する業務を取り扱う。



相談者が増える介護支援センター

これらの業務に係る申請や苦情等の業務は、従来どおり福祉課の窓口や在宅介護支援センターで行うので、住民の方に不便はかけない。多くの市町村が結集し規模を大きくすることで財政の安定、給付や認定基準が平準化され、地域格差がなくなる。事務経費も削減されると考える。

デメリットとしては、市町村間の意見調整に時間を要すると考える。

国会の附帯決議をどう考えるか

質問 介護保険法には若年

障害者等に配慮するための附帯決議があり、「介護保険からのサービスを受けられない難病患者を含む若年障害者に対するサービス等を、障害者プランに基づき拡充を図ること」となっているが、町の見解は。

答弁 岡垣町の障害者計画を本年3月に策定した。この中で、難病を含む障害者に対する介護サービスの充実をはじめ、社会参加の促進等の諸施策を掲げている。

今後、この計画を着実に推進することが附帯決議の主旨に添うものと考えている。



久保田秀昭議員

情報公開条例制定の時期等について

質問 行政機関の保有する情報を広く町民に公開することは、岡垣町の民主主義を成熟させ、公正・透明な社会を築く上で欠かすことはできない。

現在、情報公開法案が衆議院を全会一致で修正可決され、参議院での審議が始まっており、今国会で成立する可能性が強くなっている。

町長は、岡垣町の情報公開条例の制定を「国の状況をみながら検討したい」と答弁していることから、直ちに具体的検討に入る時期にきていることはあきらかである。

一、制定の時期
二、条例化を進めていく上での課題

三、体制の確立
についての答弁を求める。

答弁 国の情報公開法案が成立したら町の情報公開条例を制定する考えになら変わりは無い。町が保有する情報を公開することは、町行政に対する住民の理解と信頼を深め、公正で開かれた行政の発展のためにも必要であり、同法案成立後に条例整備の作業に着手する。

なお、制定時期については、文書の分類の仕方や職員研修などで一年半から二年はかかる。

課題については、個人のプライバシーの保護、公開文書と非公開文書の区分けの基準の設定、手数料の問題、公開を拒否した場合の不服申し立てに対する対応の仕方がある。体制については今後検討していきたい。

質問 条例制定にあたっては、住民の知る権利の保障、不服審査等での対応、手数料を利用しやすい金額にすることを要望する。



情報化に向けて個人データを保護する情報推進課

一般質問



基金利息を財源とした事業は

質問 基金利息収入を財源としている諸事業は、平成11年度までは予算措置が可能であるが、この低金利下では、平成12年度予算を組み立てる上で、11年度中に事業の見直し、基金の取り崩しなど、対応を迫られると考えるが。

答弁 ご指摘のとおり、基金利息を財源とした各事業は、平成12年度には実施が困難となることを見込まれる。

しかし、諸事業の事業効果は大きいものがあると考えられるので、今後、各事業を継続していくために、基金の取り崩しや一般財源化するなど、各事業の見直しも含め、検討しているところである。



オーストラリア（シドニー）のハイスクールと交流を深める海外ホームステイの子どもたち

平成育英資金給付事業の現状は

質問 この事業は創設時の考え方に立って、貸与等仕組みを見直す中で、継続していくべきと思うが。

答弁 平成育英資金は、金利運用型でやっているが、現行の利息収入による方法では、今後の実施は不可能なため、給付方式を貸与方

式に切り替えていくことも含めて検討しており、基金の扱い方がまとまるまで、11年度の新規募集は休止とし、12年度には再開したいと考えている。



行政のあり方について

質問 住民の意思に基づいて、行政（団体）の意思が決定されていくためにも、情報公開と住民の参加を基本にして町政を進めていくことを求める。

答弁 住民の意思の反映は議会が基本であり、住民参画の実態は審議会・委員会、町政モニター、団体との懇談会などを行っている。

質問 介護保険広域連加入入問題では、老人会など住民の声も聴かずに進められているが、本当の住民自治といえないのでは。

答弁 期間的な問題もあるが、町単独でやるより、広域連合に加入した方がよいと遠賀郡4町長も決断し、昨年末から議会全員協議会に説明をしている。

生活環境の改善について

質問 廃棄物の再利用・再使用対策はどうするのか。

答弁 平成13年度に広域組合で中間市内にリサイクルプラザを稼働させて対応する。

質問 人体・生物に猛毒とされているダイオキシン対策は。

答弁 岡垣清掃センターの焼却炉を改良し、試行運転を行っており、平成11年4月から24時間連続運転を本格的に行う。国の基準はすでにクリアしている。

ビニール・プラスチック・発泡スチロール類は家庭焼却せず、燃える指定袋で

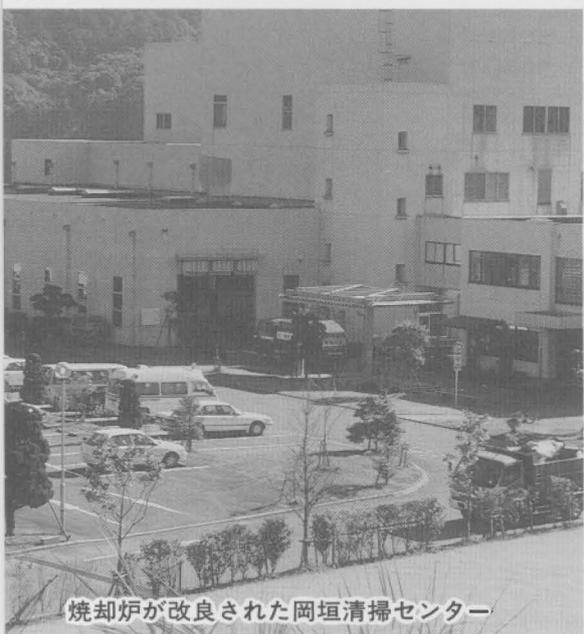
排出されるよう協力をお願いしている。

質問 住民の安全確保、犯罪防止、住みよい町づくりのためには、街灯・防犯灯がまだ不十分ではないか。

答弁 防犯灯の設置間隔はおおむね五十メートルに一本だが、危険な所や見通しの悪い所は増設するようにしている。

質問 お年寄りや障害者のために、歩道、側溝の整備を求める。

答弁 障害者等が安心して通行できるよう歩道の確保や段差の解消、点字ブロックの設置などに計画的に取り組む。また、新設、改良する道路の順に段差のない歩道計画を検討する。



焼却炉が改良された岡垣清掃センター

町民の声

地方選挙を前にして

私が統一地方選挙に関わったのは、当町を活気に満ちた明るい町にしたい一念からです。これからの地方自治の流れは、地方分権と情報公開に向かって進んでおり、情報公開条例や政治倫理条例等の確立が望まれます。地方分権が進むと地方自治体の権限が強くなり今後自治体が扱う問題も複雑多岐にわたり、且つ高度化、国際化し、それらに携わる地方議員も行政もより高度な施策や立案能力が問われるようになり、特に地方公共団体の意思決定、執行機関に対するチェック等において、これまでのような議会運営ではやがて対応しきれなくなると思います。地方、中央を問わず情報公開法の成立と共にもしっかりとしたものになり、今までの地方議会と住民との関係は、より高度化し密度の濃

いものとなるので、議会の運営を含めて再検討が必要となります。いわゆる「大きな政府より小さな政府」と時代の流れにそって、好むと好まざるとに関わらず世は地方分権と情報公開に向かつて進むからです。そこで住民から求められるものは、今までのような地域住民の代表としてその要求にそって働けばよいのだとの考え方のみではもう通用しなくなり、より高度な政策の立案、高度な政治判断が要求され、また地方議員と地方議会の真の姿をどのように有権者の前に示していくかという情報公開も問われ、その時の態度も明確にすべきです。ここに議員の資質の向上も当然求められ、単に地方の代表のみにとどまらず、国にも国際的にも通用する人物とならなければならぬと思います。

また当町の高齢化率は二十パーセントを超え、全国でも有数の高齢化の進んだ町となり、環境ホルモン、高齢社会を積極的に克服する対策、青少年の教育問題など地方住民の生活、生命、環境など個人の自己管理では処理できない生存に関わる問題をどのように考えて解決してくれるのか、一緒に行動してくれるのかと期待される人物が求められます。

皆さんがご承知の「公的介護保険」が来年4月から実施の運びとなっており、これから僅か1年足らずという短い間に高齢者等の福祉の基準整備に取り組みねばなりません。現在すでに実施されている福祉基準との整合性の問題で、「上積み」「横出し」の給付はどう扱うのか。その財源は介護保険サービスと他の社会（福祉）資源とどのように組み合わせ地域にふさわしい介護サービスを実施するのか。ここで我々にあつてはならない心配事は、いわゆる「保険あつてサービスなし」になることです。むしろわが町は「これだけの保険料でこれだけ多くのサービスが受けられる」と誇れるような町にしてもら



議員任期最後の本議会風景（4月臨時会）

お知らせ

次回、町議会議員の一般選挙後に初めて招集される初議会（臨時議会）を5月初旬に開催します。

初議会の議事は、一般選挙によって議員の当選が確定し議会が構成されますが、議会が法律上の権限を有効に行使するために、議長、副議長、常任委員会などの選挙等を行い決定します。

「議会だより」は平成4年11月創刊号から今回で29号になり、私たち広報委員は今回の発行を持って、お役ご免となりました。一昨年8月の22号より今月号まで不十分ながら「読みやすい、分かりやすい広報」づくりに努め、その任を全うし得たことに、ほっとしているところです。その間、町民の皆様から温かいご指導、心こもるご意見をいただきましたことに対し、紙面を借りて厚くお礼申し上げます。ことわざに「大家後無し」というのがありますが、そうならないよう、今後とも皆様に親しまれ、茶の間の話題にのぼるような広報づくりに努めねばと思います。皆様のより一層のご支援ご協力をお願いします。

ここで若くて実行力に富んだリーダーが必要で、私は数年来、議会での傍聴をしてまいりましたが、そこで得たものは残念ながら適格な人ばかりとは思われず、このままの議会の構成員では岡垣町のまちづくりは成功しないと思います。この統一地方選挙で立派な人物を選び、従来の「ジバン・カンバン・カバン」の衣を着て立候補しようとする現職、新人には注意が必要と考えています。

これにより、21世紀に向けて、新たな岡垣町議会がスタートします。

横田幸雄

- 編集後記
- いつしか花も若葉に変わり、風清らかな季節となりました。
- 「議会だより」は平成4年11月創刊号から今回で29号になり、私たち広報委員は今回の発行を持って、お役ご免となりました。
- 一昨年8月の22号より今月号まで不十分ながら「読みやすい、分かりやすい広報」づくりに努め、その任を全うし得たことに、ほっとしているところです。
- その間、町民の皆様から温かいご指導、心こもるご意見をいただきましたことに対し、紙面を借りて厚くお礼申し上げます。
- ことわざに「大家後無し」というのがありますが、そうならないよう、今後とも皆様に親しまれ、茶の間の話題にのぼるような広報づくりに努めねばと思います。
- 皆様のより一層のご支援ご協力をお願いします。
- 議会広報委員会
- 委員長 大森 忠勝
 - 委員 勢屋 康一
 - 委員 竹井 和明
 - 委員 木原 信次
 - 委員 細川 光利